

障害児通所支援 利用の手引き

1 障害児通所支援とは

児童福祉法に基づき、以下のサービスを利用することができます。

サービスの利用には、区が交付する通所受給者証が必要です。

(⇒④障害児通所支援の新規利用の流れp2参照)

■ 児童発達支援

発達の遅れや障害のある未就学児に対し、日常生活における基本的動作の指導・知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。

■ 放課後等デイサービス

支援が必要と認められた学校に就学している18歳までの児童に対し、放課後や夏休みなどに生活能力向上のための訓練、集団生活を通して社会性を身につけるなどの必要な支援を行います。

■ 保育所等訪問支援

保育所等に通う発達の遅れや障害のある児童に対し、訪問支援員がその施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な助言・支援を行います。

■ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。



2 障害児相談支援とは

支援が必要なお子さんに関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、障害児通所支援のサービス内容等を定めた障害児支援利用計画案の作成を行います。定期的にサービス等の利用状況のモニタリングを行います。区内の障害児相談支援事業所については、区ウェブサイトをご参照ください。



区ウェブサイト「障害福祉に関する相談支援」
QRコード

3 サービスの提供事業者の探し方

障害児通所支援事業所・障害児相談支援事業所を探す場合は、東京都福祉保健局のウェブサイト **東京都障害者サービス情報** をご参照ください。

東京都の指定を受けた事業所の名称、所在地、電話番号などを検索できます。



都ウェブサイト「東京都障害者サービス情報」
QRコード

7 お問い合わせ

目黒区障害者支援課

153-8573 目黒区上目黒2-19-15

知的障害・発達障害相談係(発達) 03-5722-9510

知的障害・発達障害相談係(知的)03-5722-9851

身体障害者相談係 03-5722-9850

FAX(問い合わせ専用) 03-3715-4424



5 利用者負担について

サービス利用にかかる
利用者負担額

サービス提供に要した費用の1割

月当りの負担額

世帯の所得に応じて下表の負担上限額まで費用負担



ただし、「利用したサービスにかかった費用の1割相当額」のほうが「負担上限額」よりも低い場合は、「利用したサービスにかかった費用の1割相当額」が負担額となります。

区分	世帯の所得などの状況		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	区市町村民税非課税世帯		0円
一般1	区市町村民税課税世帯	区市町村民税 所得割額 28万円未満	4,600円
一般2		区市町村民税 所得割額 28万円以上	37,200円

※ 利用者負担の世帯の範囲は、住民基本台帳上の世帯を基本とし、障害児と生計を一にする世帯で認定します。

※ 区市町村民税所得割の算定には「住宅借入金等特別税額控除」および「寄附金税額控除」による税額控除前の区市町村民税所得割で判定をします。

● 幼児教育・保育の無償化

満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間については、児童発達支援等の利用者負担が無料となります。ただし、おやつ代や教材費等は実費負担があります。

● 多子軽減措置(国制度)

障害児通所支援を利用している未就学の児童に、兄・姉がいる世帯では、負担上限額が軽減される場合があります。(条件により、所得制限あり)

● 0歳から2歳の利用者負担無償化(東京都制度を活用した目黒区独自制度)

国の多子軽減措置の対象とならない児童発達支援等の利用者負担額を無償化する制度です。

対象者:0歳から2歳(年度の途中で満3歳に達する者で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。)の児童

6 変更申請等について

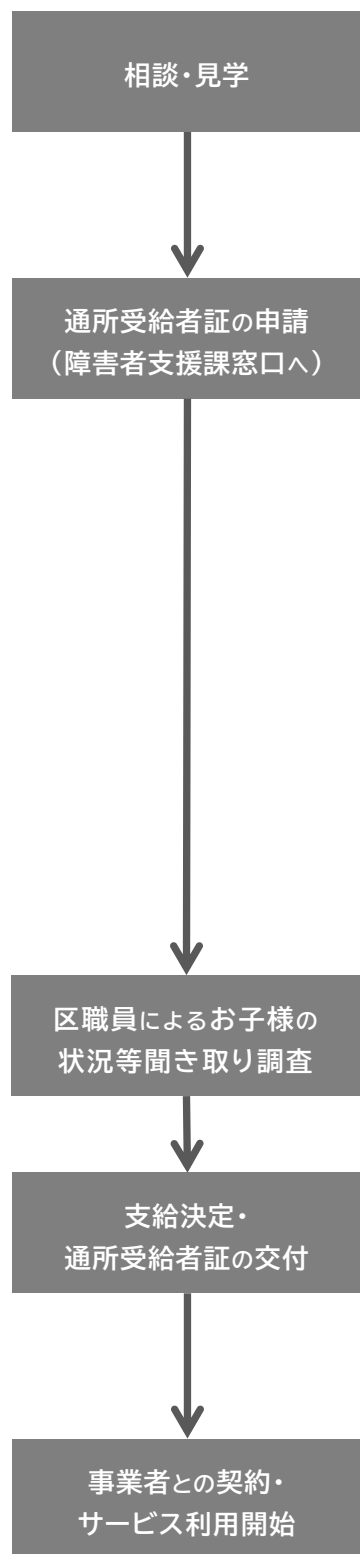


利用開始後、次に該当する場合は、受給者証の変更申請書等が必要です。
速やかに障害者支援課(p4⑦問い合わせ先参照)にご連絡ください。

- 利用日数を変更する
- 利用事業所を変更する
- 転居する
- サービスを追加する
- サービスの利用を支給期間の途中でやめる
- 通所給付決定保護者を変更する

児童発達支援をご利用のお子様が小学校に入学後も引き続き療育を受ける場合は、放課後等デイサービスの新規申請手続きが必要です。4月以降の利用申請手続きは、毎年2月上旬頃から受け付けますので、小学校入学前にお早目にお手続きをお願いいたします。

4 障害児通所支援の新規利用の流れ



事業所の選択やサービス内容についてお知りになりたい場合は、障害児相談支援事業所(⇒p1②参照)にご相談ください。(医療型の児童発達支援・放課後等デイサービスについては、障害者支援課身体障害者相談係(p4⑦参照)にご相談ください。)

サービスを利用される際に必要な障害児支援利用計画書の作成についても相談することができます。

次に、見学や体験などについて、関心のある事業所に直接お問合せください。お子さんに合った事業所を見つけるために、十分な見学・体験等をお勧めします。

☐ 申請書

☐ 障害児支援利用計画書※1 または セルフプラン※2

☐ 療育の必要性が確認できる書類(以下の書類から1点)

愛の手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳(有効期限内のもの)、医療機関の診断書、発達検査結果※3

※1 障害児支援利用計画書

障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児通所支援を利用する児童に対して、障害児通所利用計画書を作成します。障害児相談支援事業所(⇒p1②参照)に作成を依頼してください。

※2 セルフプラン

障害児相談支援事業所が見つからない場合や保護者が自分で作成することを希望する場合は、セルフプランを作成してください。ご自身でセルフプランのコピーをとり、保護者保管用としてください。

※3 診断書・発達検査

発行から2年以内のものがが必要です。

保護者の方に対する聞き取りとなりますので、お子様は窓口にいらっしゃらなくても手続き可能です。

- 障害児支援利用計画書(セルフプラン)の内容、お子様や保護者の状況、サービスの利用意向等を勘案し、給付の可否を決定します。利用日数は必要分だけを決定します。
- 月23日(保育所等訪問支援については月3日)を超えた利用は原則できません。
- 全ての書類を提出してから受給者証の交付まで2週間程度かかります。
- 受給者証の有効期限は、原則お子さんの誕生日月の末日になります。
- 有効期限前に、区から更新用の書類を保護者宛てに送付します。

! 同日に複数の事業所を利用することはできません。
1日に2か所以上の事業所を利用した場合、
自費でのお支払いが発生する場合がありますのでご注意ください。

通所受給者証
発行

利用事業所に
受給者証を提示

利用事業所と
保護者との間で
契約を締結

サービス利用
開始